

建設業年末年始労働災害防止強調期間 「無事故の歳末 明るい正月」

忙しい年末のこの時期、現場の作業には普段以上の危険要因が発生します！
“明るい正月”を迎えるために、事故、災害を確実に防いでいきましょう！

いよいよ12月です、今年も年の瀬を迎えますね
完成目標を目指して、工事の施工もピッチをあげている
ところですが、安全管理が二の次になっていませんか？

作業通路の確保や、資格の確認、反射ベストの着用
職長が正しく指揮をとって作業が行われているか
いま一度皆さんの現場を見直して下さい **安全ルール厳守！**



工事車両は早めのライト点灯を！
← 視界も悪くなる季節ですが
反射ベストは貴方を守ります

そして 年末年始に向けて 気を配ってほしいこと

右に挙げた3点は
今の時期には特に
気を配る必要が
あります。
施工が最優先に
なりがちな年末！
これらの対策も
疎かにならない様に



雪の下は落とし穴

雪・氷対策！



引火したら消せる？

火災防止！



重しが無いと倒れます

歩行者安全確保！

今年も！
無事に正月を迎えましょう！

Q&A 皆さんからいただいた、現場における安全管理の疑問についてお答えするコーナーです

Q **アーク溶接作業に必要な作業主任者が変わる？**

A 金属の溶接等「溶接ヒューム」の発生を伴う作業(ガスは対象外)を行う際は令和3年(2020年)4月から【特定化学物質作業主任者】の選任が必要となりましたが
新規に取得する際の講習に問題があり、溶接作業しか行わない職種でも他の化学物質について講習を受けるため、2日間の講習のうち大半が業務で扱わない物質の講習という事態になっていました。



改善のための法改正として、2023年1月より新たに「金属アーク溶接等作業主任者」が新設され
特定化学物質作業主任者の講習と区分された別の資格が設けられます、講習は1日(6時間)です

**令和3年以降に溶接ヒューム対応の特化物作業主任者を取得された方は新たに受講し直す必要は有りません
引き続きアーク溶接作業の作業主任者として従事できます(石綿の時も同様でしたね)**